

平成21年4月1日より入院した患者さまの 入院医療費の計算方法が変わります。

国立成育医療センターは、厚生労働省が指定する「包括評価方式=DPC」という新しい医療費制度での請求を実施する病院となります。これまでの計算方法は、診療行為ごとに料金を合計して入院医療費を計算する『出来高方式』でした(一部、小児入院医療管理料を算定する病棟を除く)。新しい計算方法では、患者様の病気や治療内容をもとに、全国共通の診断群分類表に基づき1日あたりの定額料金を入院した日数で算定する『包括評価方式=DPC』に変わります。

DPCとは、入院される患者様の病状などをもとに手術や処置の内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数を基本に医療費を計算する新しい方式です。従来は、投薬・注射・検査などの診療行為を行った分を合計して計算する「出来高算定」方式でしたが、DPCでは1日当たりの点数が決められており、投薬・注射・検査などの診療行為はその決められた点数に包括されています。したがって、投薬・注射・検査などの診療行為を多く行う必要があった場合でも、1日当たりの包括診療費は変わりません。ただし、手術などの医師の専門的な技術を必要とする分野は従来の出来高算定方式で医療費を計算します。

入院費の一部負担金の支払方法は、従来の方法と基本的に変わりません。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、請求額が変動することとなるため、退院時等に前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。

高額療養費制度の取り扱いは従来通り、各月単位です。

なお、すべての患者様がDPCの対象となるわけではありません。高額な手術を行った場合や、疾病ごとに定められた日数を超えた場合などは、従来からの出来高方式となります。

また、同一疾病でも手術の有り・なし、特殊な処置を行うか・行わないかにより、1日当たりの点数が変わりますし、DPC対象外となり出来高方式となる場合があります。

DPCについてのお問い合わせは、DPC対策室(内線2135～2137)までお問い合わせください。